

湖西市農業委員会議事録（10月）

招 集 年 月 日	令和 6 年 10 月 17 日（火）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		10 月 15 日（火） 午後 2 時 00 分			議長		鈴木 真聡		
	閉 会		10 月 15 日（火） 午後 2 時 15 分			議長		鈴木 真聡		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 10 名 （欠席 4 名） 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	森 浩司	○	9	石田 勝典	○				
	2	三浦 克明	▲	10	尾崎 順彦	○				
	3	菅沼 純一	▲	11	河邊 勝彦	▲				
	4	荻野 範博	○	12	深田 征宏	○				
	5	小原 正通	○	13	山本 敬博	▲				
	6	内山 勝洋	○	14	山本 佐代子	○				
	7	松井 栄二	○							
	8	鈴木 真聡	○							
会議録署名委員	6 番		内山 勝洋			9 番		石田 勝典		
職務のため出席 した者の職氏名	局 長 副主任		木下 靖義 朝倉 麻貴			次 長				
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 28 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 29 号 農地法第 5 条届出受理について									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和 6 年 10 月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長 みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 2 番の三浦委員、3 番の菅沼委員、11 番の河邊委員、13 番の山本委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 10 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、代理で鈴木委員からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長 それでは、ただいまから湖西市農業委員会 10 月定例会を開会いたします。

局 長 ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を鈴木委員をお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 6 番の内山勝洋委員、9 番の石田勝典委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 41 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 説明の前に議案書の修正があります。資料 2 ページをご覧ください。申請番号 49 番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されましたので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、農地法第 3 条の規

定による許可申請につきまして、申請件数は2件です。

申請番号47番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号47番及び図面のNo.1です。申請地は[REDACTED]にある農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、4260㎡の農地を世帯2人で年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてはこでまりを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。石田委員、補足説明をお願いします。

石田委員

先日、石田推進委員と現地確認を行いました。申請地ですが、農家ではありませんので、ずっと耕作はしていません。受人の方はだいぶ前に退職してそれから農業をやっていますので、これからもやってくれると思います。申請地ですけど、北側が前から受人の人が借りているエリアになっておりまして、地続きの部分を買い上げるということになっております。周りが耕作していなくて草刈りはしてあるですとか、宅地にはなっているですけど、特に問題はないと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号48番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号48番及び図面のNo.2です。申請地は[REDACTED]にある農地で、今回譲渡人との間で贈与について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[REDACTED]にお住まいの方で、8814㎡の農地を年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後についてはブロッコリーを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項の許可要件を満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。菅沼委員が本日欠席のため、事前に現地確認結果について報告を受けておりますので、代わりに事務局より説明をさせていただきます。

夏目推進委員と現地確認を行いました。申請地の北側と東側に申請者の農地、西側に道路、南側に農地となっています。申請者に話を伺ったところ、以前相続があったものがおばさんから返されたとのことで、遠方に住んでお

り、管理も困難なため受け入れたとのこと。現状、耕うんすれば耕作可能な農地で申請者の農地とも隣接し、周辺へ与える影響もないと思います。とのこと。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議 長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第41号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第42農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

本日、申請番号35番において石田委員が農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限該当しているため、石田委員の退室をお願いいたします。

(石田委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は1件です。申請番号35番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号35番、図面はNo.4です。譲受人は[]に住む者で、この度、自己用住宅を建設するための申請に及んだものです。申請地は[]に位置する農地で、宅地や国道等で分断された小集団の農地であるため第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、住宅1棟137.74㎡を建築することとなっており、敷地面積に対して建蔽率22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。排水計画は、雨水は既設の道路側溝へ排出し、污水については、合併浄化槽を経て道路側溝へ排出する計画であることから周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、都市計画法の許可見込みがあること、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。菅沼委員が本日欠席のため、事前に現地確認結

果について報告を受けておりますので、代わりに事務局より説明をさせていただきます。

夏目推進委員と現地確認を行いました。申請地の北側は小規模な農地と宅地、東側と南側は宅地、西側は道路となっていて、現状膝丈程度の草が生えています。周りが宅地なので周辺農地に与える影響はないと思います。とのこと。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第42号につきまして、原案どおり承認することとします。審議が終了しましたので、石田委員の入室を認めます。

(石田委員入室)

続きまして「議案第43号農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書6ページをご覧ください。公告予定が10月18日の農用地利用集積計画について説明いたします。

利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計10筆、24932.00㎡の内、3筆8184.00㎡が新規、残り7筆16748.00㎡が更新であります。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第43号につきましては、原案どおり承認することとします。続きまして報告事項に入ります。事務局から説

明をお願いします。

事務局

それでは、議案書 8 ページをご覧ください。報告事項第 28 号について、農地法第 4 第 1 項第 7 の規定による届出が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 10 ページから 12 ページをご覧ください。報告事項第 29 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 7 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局

次回の定例会は、11 月 15 日（金）午後 2 時からで、会場は防災センター 2 階となります。

(その他連絡事項)

議長

他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 10 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 15 分

